

販路開拓支援事業

募集案内



事前相談実施期間

2024年 **4月15日(月)**～**5月24日(金)** 17時まで ※事前予約制

※申請する企業の方は、必ず事前相談を受けてください ※事前相談で来訪の際は事前に専用ウェブフォームからご予約のうえお越しください

申請書類の提出期間

事前相談後～2024年 **6月7日(金)** 23時59分まで【厳守】

※申請書類の提出は専用ウェブフォームまたは郵送でご提出ください

指定様式等のダウンロード



横浜市 販路開拓



ホームページから専用ウェブフォームへアクセスできます

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/hanro/hanro.html>

申請先及び お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課 (新技術開発担当)

TEL: 045-671-2567 (平日 9:00～17:00) ※昼時間(12:00～13:00)を除く

E-mail: ke-sbir@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階

◆ご注意ください!◆

期限までに事前相談を受けなかった場合や、全ての必要書類が提出されない場合は、申請を受け付けることができません。

目次

1 事業概要	2
2 対象商品の要件	2
3 販路開拓支援メニューについて	3
3-1 支援メニュー.....	3
3-2 支援メニューの利用方法について.....	4
4 申請者の要件	5
5 認定について	7
6 認定期間について	7
7 認定後の注意事項	8
8 認定の取消し等	8
9 認定までのスケジュール	8
10 事前相談の受付及び書類の提出方法	9
10-1 事前相談の受付.....	9
10-2 申請書の入手方法.....	9
10-3 申請書の提出.....	10
10-4 申請に関する注意事項.....	10
10-5 申請書類.....	11
11 問合せ先	12
別紙1 脱炭素化に資する商品の加点措置について.....	13
別紙2 サークュラーエコノミーに資する商品の加点措置について.....	14
別紙3 「横浜知財みらい企業」について.....	15
様式 & 記載例	16

1 事業概要

横浜経済の活性化、産業の高度化のためには、先を見通し、将来の成長・発展につなげる布石を打つことが重要となります。市内中小企業においては、付加価値の高い技術・製品の開発や、市場規模の拡大が見込まれる新たな事業分野への取組が大切です。

販路開拓支援事業では、優れた商品を生産・保有する事業者を販路開拓支援の対象事業者として認定します。行政現場での試用や展示会出展支援、コンサルタントの派遣など各種支援メニューを提供します。

なお、脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素化やサーキュラーエコノミーに資するものには、審査時に加点措置を設け、開発に取り組む市内中小企業を一層後押しします。

2 対象商品の要件

次の要件を全て満たすもので、関係法令に適合しているとともに他の者の権利を侵害しない新商品。

- (1) 申請者が開発し生産する新商品であること。
- (2) 申請時には販売を開始しており、申請時から遡って5年以内に販売が開始されたもの。

ただし、以下の5つに該当するものは、対象となりません。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）で規定する食品
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれに類するもの
- ③ 人や動物の体に直接塗布・注入するもの
- ④ 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- ⑤ 公的な認定対象として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容等）に関係しているもの

3 販路開拓支援メニューについて

3-1 支援メニュー

(1) 横浜市の行政現場で購入・試用

横浜市経済局が市の各部署に活用を呼びかけます。試用希望があつて条件が一致した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定（随意契約）に従い購入し、約1年試用します。これにより、横浜市による導入実績を販路開拓時の販売実績としてご活用いただけます。また、購入・試用を行った際には、行政現場からの意見等をフィードバックします。

《注意事項》

- (ア) 必ずしも購入・試用をお約束するものではなく、市で購入希望がない場合、購入・試用は実現しません。価格等の条件が合わない場合は、都度ご相談させていただきます。
- (イ) 市で購入する場合、施工費や送料等は、原則申請企業負担とさせていただきます。
- (ウ) 新商品の市場への普及拡大が目的であり、横浜市の機関による新商品等の購入・試用が目的ではありません。
- (エ) 認定期間中、横浜市の各部署が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます。
- (オ) 呼びかけは横浜市経済局で実施しますが、これ以後に市の各部署に対して営業活動を行う場合は、認定企業独自に行っていただきます。
- (カ) 本認定により、購入・試用を保証するものではなく、また、本市による一定量・継続的な購入をお約束するものではありません。
- (キ) システム・ソフトウェア等情報サービスに係る商品については、本市の既存情報システムとの関連やセキュリティ上の問題から導入が難しい場合があります。

(2) テクニカルショウヨコハマへの無料出展

首都圏最大級の工業技術見本市である「テクニカルショウヨコハマ 2025」の横浜ものづくりゾーンに無料で出展することができます。（※電気使用料等一部実費負担有り）

(3) 販路開拓・PRのコンサルタントを派遣（認定から1年間12回を限度として無料で利用できます）

認定から1年間、販路開拓・PRのコンサルタントを月1回程度派遣します。販売計画の策定や販路開拓、商品等のPR手法などについてアドバイスを受けることができます。

(4) PR企画展示への無料出展

新商品を広く知ってもらうため、市庁舎内の展示スペースにて認定商品のPR企画展示に無料で出展していただけます。

(5) 商品等に係る資金調達を支援

横浜市中企業融資制度「公的事業タイアップ型資金」を利用することができます。（※融資の実行を約束するものではありません）

融資期間：運転資金10年以内・設備資金15年以内 / 金利：年0.9%以内～1.8%以内

融資額：2億8000万円以内

信用保証料助成率：融資額5,000万円を上限に0.1%助成

3-2 支援メニューの利用方法について

販路開拓支援メニューの利用方法については、認定決定の通知とあわせてご案内します。利用に当たっては、別途申請が必要です。詳細は、認定決定の通知とあわせてお知らせします。
なお、支援メニューは変更となる場合があります。

4 申請者の要件

以下（１）～（７）の要件を全て満たす中小企業者※１、中小企業組合、技術研究組合※２

- （１） 市内において引き続き１年以上事業を営んでおり、その事実を法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、開業届の写し、又は横浜市に対する税金の納税証明書により確認できるもの。

※ただし、次に定める市の誘致施策を活用して市内に新規立地した事業者は、不問とします。

- ・横浜市成長産業立地促進助成金交付要綱（平成13年5月15日経誘第7号）に基づく助成金の交付を受けた者
- ・横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月5日横浜市条例第2号）に基づく市税の軽減又は助成金の交付を受けた者

- （２） 市内に事業計画を実施するための拠点※を有するもの。

※拠点は申請者が保有する又は賃貸借契約を締結済みである事業所や工場としてください。

※市内に拠点等を有することを提出書類及び訪問調査にて確認します。登記のみ市内である場合は認められません。

- （３） 申請商品を開発し生産する者であること。

※商品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社製品として販売する場合は対象となります。

※次のケースは対象となりません。

- ・申請する商品の製造元でない者（販売代理店など）
- ・単なる下請けとして、元請けの指示に基づいて加工するだけの会社
- ・アイデアは出すものの、具体的な企画・設計・製造（製造元となること）はしない会社

- （４） 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないもの。

- （５） 営業を行う際、法令の規定により官公庁などの許認可が必要な場合には、それを受けていること。

- （６） 経営や事業活動において、脱炭素化へつながる取組を実施していること。

- （７） その他関連法令を遵守していること。

上記の要件に該当する場合でも、以下に該当する場合は申請を受け付けません。

- ① 不正の行為により横浜市より助成金の交付等を受けた者で、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から５年以内のもの
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
- ③ 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- ④ 個人事業主にあつては、個人事業主が暴力団員に該当するもの
- ⑤ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第３条第１項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第２条第５項に定める性風俗関連特殊営業に該当するもの

※1 中小企業者の定義

中小企業者とは、中小企業基本法で規定する中小企業者をいいます。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種(②～④)を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業、情報通信業(下記表の業種)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとします。

大分類	中分類	小分類	
情報通信業	放送業	全て	
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業	
		音声情報制作業	
		広告制作業	
	映像音声文字情報制作に附帯するサービス業		

◎ 次のいずれかに該当する場合は、大企業とみなして対象外となります。

- ・一つの企業（中小企業以外の者）に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資されているもの。
- ・複数の企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資されているもの。
- ・役員総数の半数以上を企業の役員又は社員が兼務しているもの。ただし、次のいずれかに該当する者については、企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

◎ 直接又は間接の構成員の2分の1以上が中小企業者でない場合は対象外となります

※2 組合の定義

- ・中小企業組合は中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会。ただし、直接又は間接の構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者であるものに限り、
- ・技術研究組合は技術研究組合法に定める技術研究組合をいいます。ただし直接又は間接の構成員のうち中小企業者が2分の1を超えるものに限り、

5 認定について

認定は、ご提出いただいた書類をもとに、横浜市新技術開発等支援事業審査会（以下「審査会」という。）での審査を経て決定します。

（1）訪問調査

審査に先立ち、事業を行う場所に訪問し、調査員による調査を行います。企業概要、事業内容及び商品等について説明できる方のご対応をお願いします。調査の日程及び方法については申請受理後に通知します。（申請時に『訪問調査日程調整表』を提出いただきます。）

（2）審査会

- ① 横浜市新技術開発等支援事業審査会において、審査基準に基づき総合的な審査を行います。申請内容等について一部質疑応答にご対応いただく場合があります。

審査会の日程は訪問調査日確定の連絡の際にあわせて通知します。

※ 事業計画の内容が次に該当すると認められた場合は審査時に加点します。

- ・脱炭素化に資する商品（別紙1参照）
- ・サーキュラーエコノミーに資する商品（別紙2参照）

加点項目の記載は必須ではありません。いずれの加点項目についても、審査会にて加点の妥当性が認められた場合のみ、加点対象となります。

※ 「横浜知財みらい企業」（別紙3参照）の場合には、審査時に加点します。

- ② 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問合せにはお答え致しかねますので予めご了承ください。
- ③ 審査の結果（採択、不採択）は審査会終了後に通知します。

（3）審査基準（予定）

① 審査項目

財務状況、商品力、事業性、有用性

② 加点項目・加点割合

- ・脱炭素化やサーキュラーエコノミーに資する商品：合計点数の最大15%を加点
- ・「横浜知財みらい企業」の場合：合計点数の2%を加点

（4）認定の決定

認定された場合、認定事業者の名称、代表者名、商品等の概要を公表します。

なお、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき、又は受けようとしたときは、不正内容の公表等も行うことがあります。

6 認定期間について

認定期間は、認定を受けた日（通知書に記載された日付）から1年とします。

（例：10月30日に認定を受けた場合、翌年10月29日までが認定期間となります）

また、最大2年間の延長が可能です。なお、認定期間の延長には、所定の手続きが必要です。詳細は、認定決定の通知とあわせてお知らせします。

※ 認定期間の延長を行った場合も、次項の支援メニューの利用は当初の1年間のみとなります。

7 認定後の注意事項

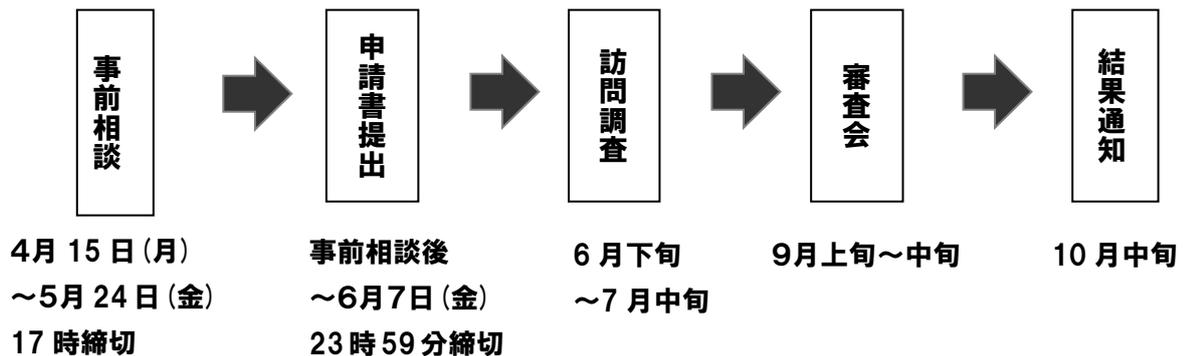
- (1) 本制度による認定は、認定商品等の品質を・安全性を横浜市が保証するものではありません。
- (2) 横浜市及び横浜市新技術開発等支援事業審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこととします。

8 認定の取消し等

以下のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すなどの措置を講じる場合があります。

- (1) 申請に虚偽又は誤りがあった場合
- (2) 新商品の試用の結果品質及び性能が良好でないと評価された場合
- (3) 認定後に申請者の要件や認定条件に該当しなくなった場合
- (4) 支払い停止又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立、手形交換所の取引停止処分等経営上の事由で事業を行うことが困難と認められる場合

9 認定までのスケジュール



10 事前相談の受付及び書類の提出方法

10-1 事前相談の受付

申請する企業の方は本募集案内をご一読のうえ、必ず事前相談（予約制）を受けてください。
事前相談では、申請者の要件や対象商品の要件を満たしているか確認します。事前相談を受けていない場合、申請はできませんので注意してください。

事前相談実施期間:4月 15日(月)～5月 24日(金)17時まで

(1) 予約方法

「販路開拓支援事業」ホームページ内の「事前相談を予約する」から専用ウェブフォームへ移動し、必要事項を入力の上、希望の日時を予約してください。

<ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/hanro/hanro.html>

◆ 急な日程変更等がある場合は、電話にてご連絡ください。

横浜市経済局ものづくり支援課 新技術開発担当 (TEL) 045-671-2567

(2) 事前相談時に必要な書類

持参	<input type="checkbox"/> 会社概要（組織図、パンフレット等）
書類	<input type="checkbox"/> 商品の内容がわかる資料（パンフレット等）

(3) 会場

会場は、横浜市役所（31 階）の経済局ものづくり支援課となります。3階の受付にて入館の手続きを行ってください。市庁舎へのアクセスは、P.12 の地図をご確認ください。

10-2 申請書の入手方法

申請書の様式は、「販路開拓支援事業」ホームページからダウンロード（word/excel）できます。

<ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/hanro/hanro.html>

ダウンロードによる入手ができない方は、様式をお渡ししますので横浜市経済局ものづくり支援課までご連絡ください（TEL:045-671-2567）。

10-3 申請書の提出

申請書提出期間:事前相談後～6月7日(金)23時59分まで(必着)

◆専用ウェブフォームからの申請

「販路開拓支援事業」ホームページ内の「申請書を提出する」から専用ウェブフォームへ移動し、必要事項を入力の上、申請書類（「10-5 申請書類」参照）を添付してください。

<ホームページ URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/hanro/hanro.html>

◆郵送での申請

下記申請先に申請書類一式を郵送してください。

- ・ファイリングやインデックス等は不要です。
- ・「10-5 申請書類」のうち、①～④、⑩については申請書類確認後、電子データもあわせて提出していただきます。郵送された書類確認後、経済局からデータ提出を依頼します。

<申請先>

〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階
経済局ものづくり支援課 新技術開発担当 宛

10-4 申請に関する注意事項

- (1) 申請は1申請者につき1案件とします。
- (2) 提出期限までに全ての書類を揃えて申請してください。書類が揃っていない場合や必要事項が記入されていない場合は受付できません。
- (3) 申請の受付をもって認定対象になるわけではありません。審査会を経て認定・不認定を決定します。
- (4) 過去の“横浜市企業提案型S B I R”又は“横浜市販路開拓支援事業”で申請された際の商品等と同様のものは対象となりません。
- (5) 提出された書類はお返ししません。なお、申請内容における個人情報はこの事業のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。

10-5 申請書類

※ 必要な書類の全てが揃っていないと受領できませんのでご注意ください。

市指定様式	0	(郵送の場合のみ) 申請書類チェックリスト
	1	新事業分野開拓事業者認定申請書 (第1号様式)
	2	企業概要書 (第2号様式)
	3	人員表 (第2号様式別紙 (1))
	4	役員等氏名一覧表 (第2号様式別紙 (2))
	5	非課税確認同意書 (第2号様式別紙 (3)) (事業所税、固定資産税及び都市計画税につき、非課税の場合のみ)
	6	(法人の場合) 発行後3か月以内の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の写し (個人事業主の場合) 開業届の写し
	7	直近3営業年度分の税務署へ提出した確定申告書の写し (法人の場合) 別表1~16及び決算報告書 (個人事業主の場合) 青色申告決算書
	8	横浜市に対する納税を証する書類 (法人の場合) 直近1事業年分の市民税、事業所税、及び直近1年度分の固定資産税及び都市計画税の納税証明書 (市民税が非課税の場合は非課税証明書) の写し (個人事業主の場合) 直近1年分の市民税、事業所税、及び直近1年度分の固定資産税及び都市計画税 (以下「市税」という。) の納税証明書 (市民税が非課税の場合は非課税証明書) の写し
	9	会社パンフレット、事業所案内図 (調査に訪問する場所の案内図)
市指定様式	← 10	訪問調査日程調整表
	11	申請商品・技術のイメージ画像 (一目で商品が分かるような写真。認定後のHP掲載用。)

※商品の優位性を客観的に証明できる、第三者機関の試験結果や認定書などがあれば、あわせてご提出ください。

11 問合せ先

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階

横浜市経済局ものづくり支援課

TEL : 045-671-2567

E-mail : ke-sbir@city.yokohama.jp

<横浜市役所へのアクセス>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shichosha/iten.html>



別紙1 脱炭素化に資する商品の加点措置について

社会の脱炭素化(※)に向けた取組や「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」(令和3年6月)の趣旨を踏まえ、広く脱炭素化に資する商品を促進するため、審査会において脱炭素化に資すると認められた申請については、合計点数に最大15%を加点します。

※ 脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、市域の自然的社会的条件に応じて市域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。(「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」脱炭素化の定義)

<脱炭素に資する取組の例>

- ・ 再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス)の普及
(「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」から)
- ・ 省エネルギー化
 - ① 燃料の燃焼の合理化、② 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化、③ 放射・伝導等による熱の損失の防止、④ 廃熱の回収利用、⑤ 熱の動力等への変換の合理化、⑥ 抵抗等による電気の損失の防止、⑦ 電気の動力・熱等への変換の合理化
(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)第三章 工場等に係る措置等 から)
- ・ 資源の有効利用
 - ① リデュース(廃棄物の発生抑制)
省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする。
 - ② リユース(再使用)
一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再使用をする。または、再使用可能な部品を利用する。
 - ③ リサイクル(再資源化)
一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用または焼却熱のエネルギーとして利用する。
(経済産業省「3R政策－資源の有効な利用の促進に関する法律」から)

ほかにも、脱炭素化に資するものとして、水素・アンモニアなどの脱炭素電源や、二酸化炭素の回収・貯留に係る研究開発などがあります。

別紙2 サークュラーエコノミーに資する商品の加点措置について

広くサーキュラーエコノミーに資する商品を後押しするため、審査会において、サーキュラーエコノミーに資すると認められた申請については、合計点数に最大 15%を加点します。

※サーキュラーエコノミーとは

設計・生産・利用・廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済

(経済産業省「循環経済ビジョン 2020」から引用)

<循環性の高いビジネスモデルの例>

- ・ 事業活動を実施するに当たり、設計・生産・利用・廃棄のあらゆる段階において、その業態に応じた循環型の取組を選択。
- ・ 特に動脈産業（製造・小売など）は、廃棄段階まで含めたライフサイクル全体を考慮した循環性の高い製品・ビジネスモデルをデザインする。

<設計段階>

- ・リデュース設計（軽量化等）
- ・リユース・リサイクルに適した設計（易解体設計やモノマテリアル化）
- ・長期使用可能な製品・サービス設計（耐久性、アップグレード性、修理可能性の確保）
- ・オーダーメイド型の製品設計による余剰機能の削減
- ・再生材などの環境配慮型素材の積極利用

<生産段階>

- ・生産工程の最適化による生産ロス（端材等）の削減や端材・副産物の再利用
- ・IoT等を活用し、需要に応じた供給を徹底することによる販売ロスの削減

<利用段階>

- ・リース方式によるメンテナンスまで含めた製品の有効活用
- ・IoTによるサービス化を通じた資産の運転効率や稼働率の向上、長期利用の実現
- ・シェアリング等を活用した遊休資産の有効活用
- ・中古品のリユースやカスケード利用

<廃棄段階>

- ・製品自主回収等を通じたリサイクルの推進
- ・産業廃棄物の削減・リサイクルの徹底
- ・廃棄物の性状に応じた最適なリサイクル手法の選択

「横浜知財みらい企業」 支援事業のご案内

知的財産を活用して経営に取り組む企業を応援します！



横浜知財みらい企業

独自の技術やノウハウなどの知的財産を活かした
経営に取り組み、成長を目指す企業を
「横浜知財みらい企業」として認定します

<ホームページ URL>

<https://www.idec.or.jp/business/csr/chizaimirai.html>

第1号様式 (第4条第1項)

新事業分野開拓事業者認定申請書

申請書を提出する日付を
記載してください(和暦)

令和6年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者) 本店所在地 横浜市中区***1丁目1

役職名を入れてください

名称 株式会社●●●●

(企業名又は団体名)

代表者職・氏名 代表取締役 横浜 二郎

新事業分野開拓事業者の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

なお、新事業分野開拓事業者の認定を受けるにあたっては、横浜市新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者認定要綱を遵守します

新商品名	船上アオサ処理装置 ※ 脱炭素化に資する商品の場合は <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
新商品の概要	「15文字以内の商品説明・キャッチフレーズ等」 あの面倒なアオサを簡単処理!
	「申請する新商品等の用途・機能・特徴等」(100字以内) アオサ回収船にアオサをバイオテクノロジーにより液体燃料とする装置を積載し、アオサを船上に回収後、海上で太陽熱を活用してバイオテクノロジー(発酵技術)により液体燃料(○○○○○○液)を生成する装置。 ※本内容は認定された際の商品説明文として使用することがあります。

加点項目に該当する場合は、○をご記入ください。

「横浜知財みらい企業」のため、加点措置を申請します。(合計点数の2%)

加点を申請する場合は選択してください。
必須項目ではございませんので、該当がなければ記載不要です。

誓約事項

私（申請者）は、新事業分野開拓事業者認定の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
経営や事業活動において、脱炭素化に取り組んでいます。
申請商品は申請者が開発し生産しています。
申請商品は申請時には販売を開始しており、かつ申請時から遡って5年以内に販売が開始された物品です。
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれに類するものではありません。
人や動物の体に直接塗布する商品ではありません。
公序良俗に反しないこと又は反するおそれのある商品ではありません
公的な認定対象として、社会通念上、不適切と判断される事業「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める営業内容等）に関係している新商品ではありません。
申請商品は関係法令に適合しているとともに、他の知的財産権を侵害することはありません。知的財産権の侵害となる場合には、申請者が責任を負うことについて承諾します。
営業を行う際、法令の規定により官公庁などの許可又は認可が必要な場合には、その許可又は認可を受けています。
「横浜市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者または「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める性風俗関連特殊営業に該当するものではない。その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法などの業態を営むものではありません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本事業の認定に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、認定の取消し及び横浜市が申請者の名称とその内容を公表することに応じます。また、認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とします。
申請者は、本申請に関する申請者情報を、横浜市が中小企業支援策等の提供に利用することに同意します。

【誓約した者】
誓約日：令和 ●年 ●月 ●日

申請書と同じ日付を記載
してください(和暦)。

誓約事項をご確認の上、
ご記入ください。

法人の方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名 <u>株式会社 ●●●●</u> ・代表者役職名 <u>代表取締役</u> ・代表者氏名 <u>横浜 二郎</u>
個人事業主の方	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名 _____

脱炭素化への取組

経営や事業活動において、取り組んでいる脱炭素化へつながる設備導入・利用状況等について、下記項目から該当するものを選択してください。選択した項目については、具体的な取組内容を簡潔にご記入ください。（複数選択可）

申請事業者自身の取組状況を記入してください。

1 省エネや脱炭素化につながる設備の導入

	項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/>	省エネ設備・高効率機器	
<input checked="" type="checkbox"/>	照明のLED化	事務所および工場の照明を約80%LEDへ交換済
<input type="checkbox"/>	次世代自動車	

2 再生可能エネルギーの活用

	項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備	
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用設備	
<input type="checkbox"/>	燃料電池設備	
<input type="checkbox"/>	蓄電池	
<input type="checkbox"/>	再エネ電力への切替	

3 省エネ活動の推進

	項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/>	空調・照明の省エネ化・節電の組織的な取組	
<input type="checkbox"/>	環境に配慮した自動車運転の徹底	
<input type="checkbox"/>	環境負荷のより少ない資材等の優先購入や使用	
<input type="checkbox"/>	社内研修などの社員教育の実施	
<input checked="" type="checkbox"/>	テレワーク・オンライン会議等の実施	全ての事業所による月1回の定例会議をオンラインにより実施

4 その他

	項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/>	建物の断熱化	
<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量取引制度の活用	
<input type="checkbox"/>	その他 ()	

「新技術・新製品開発促進助成金」及び「販路開拓支援事業」への申請実績

採択の有無に関わらず申請日から5年以内に横浜市の「中小企業新技術・新製品開発促進助成金」および「販路開拓支援事業」への申請実績について記載してください。

年度	助成等事業名	件名（事業計画または商品名）	採択の有無
○ 年度	中小企業新技術・新製品開発促進助成金	船上アオサ処理装置の開発	有

5年以内に「中小企業新技術・新製品開発促進助成金」および「販路開拓支援事業」へ申請した実績については、本事業と関係のないものも採択の有無に関わらず、すべて記入してください

1 新商品の説明

(1) 概要

開 発 時 期	令和2年1月～令和5年2月
生 産 開 始 時 期	令和5年3月
販 売 開 始 時 期	令和5年4月 ※申請時に販売を開始しており、かつ販売を開始してから5年以内の物品であることが申請の要件です。
販 売 価 格	仕様1：時間当たりのアオサ処理量 ○○kg/min 500千円/台 (単位)【税抜価格】 仕様2：時間当たりのアオサ処理量 △△kg/min 800千円/台 (単位)【税抜価格】 仕様1と2は、仕様（時間当たりのアオサ処理量等）が異なる同一商品である。（船上の設置スペース等により検討いただく） ※同一商品で仕様が複数あり、価格に幅がある場合は、それが分かるように記入をお願いします。ただし、別商品は認められません。
販売実績と主な取引先	販売実績はない。 想定される取引先はアオサ被害に悩む地方自治体となる。
会社における 新商品の位置づけ (いずれかに○)	① 今後会社の主要商品にし、利益を出していきたい。 2. 主要商品とは別に販売していきたい。 3. その他 ()

(2) 新商品の特徴

既存商品と比較した
新商品の優位性
(性能やコストパフォーマンス面など)

(内容)

既存のアオサ回収方法としては、以下の方法が検討されている。

- ○○○○方式

○○○○を用いて波打ち際のアオサを海水ごと吸い上げ、後に水と砂を分離する方法。

- ○○○○方式

2m程度の○○○○を機械に接続し、引いたり押ししたりしてアオサの山を築き、後に取り上げる方式。

- ○○○○方式

10m程度の○○○○を投げ込み、機械で斜めに引いてアオサを陸に引き上げる方式。

- ○○○○方式

○○○○船によるアオサ収集方式。

上記のうち、○○○○方式は吸込口の径によってはアオサが詰まり、管の径によっては水の重さにより移動の自由が利かず作業効率が悪いという問題点がある。また、○○○○方式ではタイヤが砂浜に潜りこみ、最終的にアオサを回収するまでに何段階もの運搬が発生するため効率が悪い。さらに、○○○○方式ではアオサの回収は効率的にできるものの、回収したアオサの処理は陸上で行うために一旦回収したアオサをトラックに積み替えるという手間が発生する。

本装置は、従来の技術に比べて以下の点において優位性を有する。

- 水中でも浅瀬でも活動が可能な点。

- アオサを船上に回収した後、海上において太陽熱を活用してバイオテクノロジー(発酵技術)により液体燃料(○○○○○○液)が生成できる点。

- 液体燃料を船の動力源として使用できるため省エネルギーである点。

- 液体燃料とした後のアオサの残渣は○○○や○○○などの○○用の飼料とできる点(産業廃棄物の発生がない)。

(既存商品との比較表などを記載) ※別添可

下記表のとおり、本商品は他社商品に比べて特に○○な面で優れている。一方、回収コストは、○○社に比べて高いが、上記内容に示した通り、本装置はアオサから液体燃料の生成ができるため、生成した液体燃料を船に使用することを考慮し比較すると、本商品の方が1kgあたり約○○円のコスト削減(詳細な計算は別紙○○参照)が見込める。

既存商品との比較表

	本商品 (型式○○)	○○社 (型式○○)	○○社 (型式○○)	○○社 (型式○○)
方式名	○○方式	○○方式	○○方式	○○方式
価格	○○円	○○円	○○円	○○円
消費電力量	○○kw	○○kw	○○kw	○○kw
回収コスト	○○円/kg	○○円/kg	○○円/kg	○○円/kg
廃棄物発生率	○○%	○○%	○○%	○○%
機器重量	○○kg	○○kg	○○kg	○○kg

裏付けとなるデータを積極的に
記入してください。また、図や表
がある場合は記入してください

<p>新商品に使われている技術や使用価値などの新規性・進歩性</p>	<p>(内容)</p> <p>〇〇大学との共同開発“アオサを発酵させる菌”は特許取得済みであり、当社が独占的に実施する契約となっている。</p> <p>同様の機能を持つ菌は他に存在しておらず、独自性を有する。</p> <p>また、従来のアオサ回収船はアオサを専用船で回収した後、陸上にて飼料や肥料にする工程が必要となるため、アオサを回収船から陸揚げする費用、アオサを飼料や肥料にする費用が必要となる。また、アオサを飼料や肥料にしても〇〇では販売することはできず、結局は〇〇〇〇とする場合が多い。</p> <p>さらに、アオサは海岸に打ち上げられることがあるが、従来のアオサ回収船では打ち上げられたアオサの回収を行うことはできなかった。</p> <p>一方、本装置では船上でアオサを処理することが可能であるため、陸揚げの費用がかからない。また、特殊な「〇〇〇〇菌」によりアオサを分解して液体燃料とすることができ、液体燃料は船の燃料として使用が可能であるため燃料代を削減することができる。そして、アオサを発酵させた後の残渣は〇〇〇〇として使用することが可能なため、廃棄物を生じることがなく環境に悪影響を与えることがない。</p> <p>さらに、陸上に打ち上げられたアオサでも本装置による回収が可能となり、海上、浅瀬、波打ち際のアオサを1台の装置で回収可能となるため簡便で安価にアオサを回収することができる。</p> <p>上記内容は一般財団法人〇〇の検査を受けており、更に公益財団法人〇〇の認定を受けている（認定番号：〇〇）。</p>
	<p>(根拠となる試験データや認証などを記載) ※別添可</p> <p>“アオサを発酵させる菌”の特許内容は別紙〇のとおり。</p> <p>認定番号：〇〇に関する検査データ等は別紙〇のとおり。</p>
<p>ユーザーが新商品を使用するにあたり想定されるリスクに対して配慮されている安全性 (物の場合は物理的や化学的な面、ソフトウェア等に関してはセキュリティ面など)</p>	<p>(内容)</p> <p>本商品には回転機構があるため、衣服等が巻き込まれるリスクがある。そのため、回転部には巻き込まれ防止用のカバーを設けている。また、回転機構の整備を行う際は、カバーを外すことで誤作動防止のインターロックをかかり、運転しないようになっている。なお、カバーの一部にはアクリル板を用いているため、カバーを外さずに回転部の点検を行うことができる。</p> <p>アオサを発酵させる際にガスが発生するが、そのガスについては別紙〇の検査データに示した通り、人体や環境に無害なガスのため、リスクはない。</p> <p>(根拠となる試験データや認証などを記載) ※別添可</p> <p>回転機構の図面と写真を別紙〇に示す。</p> <p>起動条件に係るシーケンス図を別紙〇に示す。</p>

(3) 加点項目

「脱炭素化」または「サーキュラーエコノミー」に寄与する商品についてご記入ください。どちらにも該当する場合は、該当項目をすべてご記入ください。

加点項目の記載は必須ではありません。いずれの加点項目についても、審査会にて加点の妥当性が認められた場合のみ、加点対象となります。

(3) - 1 脱炭素化に資する商品

① 分野					
2050 年に向けて成長が期待される重点分野に該当する場合は、該当分野に○を記載してください。 (「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和3年経済産業省策定))					
○	洋上風力・太陽光・地熱		水素・燃料アンモニア	次世代熱エネルギー	原子力
	自動車・蓄電池		半導体・情報通信	船舶	物流・人流・土木インフラ
	食料・農林水産業		航空機	カーボンリサイクル・ マテリアル	住宅・建築物・ 次世代電力マネジメント
○	資源循環関連		ライフスタイル関連	重点分野には該当しない	
② 申請商品がどのように資するか、従来品との比較等をまじえて、具体的数値（消費電力、削減率、CO2削減量、削減排気量、耐久年数、リサイクル率等など）を入れて記載してください。 ※開発品の市場導入における効果、既存機器・サービスから比較して削減できる消費電力・CO2削減量、など					
<p>【脱炭素化】</p> <p>事例①：新商品は、太陽熱を活用してバイオテクノロジー（発酵技術）によりアオサから液体燃料（○○○液）が生成できる。生成した液体燃料を船の動力源として使用することができるようになる。このため、消費電力を○%削減する効果が見込まれる。</p> <p>事例②：液体燃料とした後のアオサの残渣は○○などの飼料として活用できるため、産業廃棄物の発生を0（ゼロ）にすることができる。</p> <p>【サーキュラーエコノミー】</p> <p>事例①：本商品は部品毎の分解が容易で、故障時の修理や消耗部品の交換が容易にできるように設計をしている。船上で使用する商品であるため、ケーシングについては塩害対策によく用いられる○○塗装に比べて耐塩性の高い○○コーティングを施している（別紙○参照）。また、廃棄製品や摩耗等により使えなくなった部品は、協力会社により回収しリサイクルを行っている。以上より、従来の商品に比べて耐久年数が約○○年（○○%）の長寿命化が見込まれ、また、産業廃棄物量が○○kg（○○%）削減が見込まれる。（試算根拠は別紙○のとおり）</p> <p>事例②：本商品の製造過程は、生産管理システムにより生産ロス（端材など）の削減や、また生産時に排出される端材・副産物を収集し、再び原料の一部として利用している。これにより、製造工程における廃棄物量を従来に比べ○○%削減できる。（算出根拠は別紙○のとおり）</p> <p>事例③：本商品で発生したアオサの残渣については、○○などの飼料として活用できるため、産業廃棄物の発生を0（ゼロ）にすることができる。</p>					

(4) 新商品に係る知的財産権の状況

1 新商品に係る技術についての先行調査（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）について			
(1)	特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等で調査し、該当するものを○で囲んでください。	類似する知的財産権あり 類似する知的財産権なし	
(1) で「類似する知的財産権あり」の場合、その内容を記入してください。 (複数ある場合は行を追加して記載してください)			
(2)	特許公報等の番号	特願200×-1549××	
	特許等の概要	水中の不要藻類や浮泥などを、広い範囲の水深で効率よく回収できる装置	
	本申請との相違点	アオサを発酵させることで液体燃料を生成できる装置ではなく、液体燃料とした後のアオサの残渣を飼料とできるものはない。	
2 新商品の生産・販売に必要な知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）について			
(1)	新商品に関連する知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権等）を出願または保有しているか。 (該当するものを○で囲んでください。)		いる ・ いない
	(1) で「いる」の場合、権利の詳細をご記入ください。	ア 権利の種類	特許権
		イ 公開番号または登録番号等	特願20××-1274××
(2)	新商品に関連する知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権等）の実施許諾、譲渡を受ける予定があるか。 (該当するものを○で囲んでください。)		ある ・ ない
	(2) で「ある」の場合、権利の詳細をご記入ください。	ア 権利の種類	
		イ 公開番号または登録番号等	
(3)	新商品に関連する知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権等）の出願を予定しているか。 (該当するものを○で囲んでください。)		いる ・ いない
	(3) で「いる」の場合、権利の詳細をご記入ください。	権利の種類	特許権

2 新商品の生産及び販売の実施方法、品質管理体制等

(1) 開発者・生産者

<p>企業名・団体名： 株式会社 ●●●●</p> <p>事業実施所在地： (横浜市金沢区****1丁目1)</p>
--

(2) 新商品の生産の実施方法

生産工程の概要	<p>生産工程としては、以下のとおりである。</p> <p>設計図面製作（当社）→ 購入品（委託先）→ 加工（委託先） → 組立（委託先）→ 検査（委託先・当社）→ 納品（顧客）</p> <p>納品に際しては、当社が実地での検査や技術指導を行う。なお、アオサを発酵させる菌は〇〇大学との共同開発であり、当社で菌の増殖を行なっている。</p>
生産に必要な機械設備の概要及びその設置・導入状況	<p>钣金加工装置（委託先）</p> <p>船体組み立て装置（委託先）</p> <p>特殊ディーゼルエンジン製造装置（委託先）</p> <p>液体燃料製造装置（委託先）</p> <p>菌培養器（当社）</p> <p>各種検査測定装置（当社）</p>

(3) 新商品の販売方法及び品質管理体制等

販売方法	<p>関東近県（神奈川県、東京都）は直販を行う。</p> <p>関東近県以外の自治体に関しては、代理店販売により行う。</p>
新商品の品質管理体制等	<p>保守・管理はメンテナンス契約を結んでもらい、当社社員が年1回の定期点検を行う。</p> <p>また、代理店で補修ができるところと契約を結び、遠方（九州、四国、中国地方）は代理店で行う。</p>
新商品の生産・販売に必要な許認可等	<p>本装置の製造・販売には特別な許可は不要である。</p> <p>なお、本装置を搭載するアオサ回収船の運転には、小型船舶操縦士の免許が必要となる。</p>

3 新商品の生産及び販売の実施計画等

(1) 新商品の生産及び販売の実施計画

時期	当期前 (令和4年4月 ～令和5年3月)	当期 (令和5年4月 ～令和6年3月)			1期後 (令和6年4月 ～令和7年3月)	2期後 (令和7年4月 ～令和8年3月)
	実績	実績	見込	合計	見込	見込
① 製造単価 (単位: 千円)	0	2,400			2,400	2,400
② 生産数量	0	3			5	10
③ 販売単価 (単位: 千円)	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
④ 売上数量	0	1	2	3	5	10
⑤ 売上高 (単位: 千円) ③×④	0	4,000	8,000	12,000	20,000	40,000
⑥ 売上原価 (単位: 千円) ①×④	0	2,400	4,800	7,200	12,000	24,000
⑦ 売上総利益 (単位: 千円) ⑤-⑥	0	1,600	3,200	4,800	8,000	16,000

(2) 新商品の生産の実施に必要な資金額

(単位: 千円)

		当期前 (令和4年4月 ～令和5年3月)	当期 (令和5年4月 ～令和6年3月)	1期後 (令和6年4月 ～令和7年3月)	2期後 (令和7年4月 ～令和8年3月)
		実績	見込	見込	見込
運転	商品・材料等の仕入資金	800	800	3,000	5,000
	人件費等	5,000	5,000	5,000	7,000
	その他の資金	1,000	1,000	6,000	10,000
設備	機械器具・ 什器等設備資金	20,000	15,000	5,000	5,000
	その他の資金	1,500	1,000	1,000	1,000
計		28,300	22,800	20,000	28,000

(3) 資金調達方法

(単位: 千円)

		金額	内訳及び調達先
自己資金		49,100	
借入	金融機関借入	40,000	■■■■信用金庫
	その他借入	10,000	役員借入
計		99,100	

『(2) 新商品の生産の実施に必要な資金額』の
“当期前”～“2期後”の合計額と同額になります。

4 新商品の有用性

(1) 新商品の市民生活の利便増進への寄与

景観を害しているアオサを除去することができるため、市民生活を快適にすることができるようになる。液体燃料とした後のアオサの残渣を飼料とでき、産業廃棄物の発生がなくなることで、産業廃棄物によって引き起こされる大気汚染等の影響が少なくなる。

(2) 市の機関において想定される新商品の使途見込み

横浜市の○○湾ではアオサが大量発生し、その除去・処分等が大きな課題となっているようである。本装置は、アオサを簡便かつ安価に処理することを可能とするものである。夏場に景観を害しているアオサを簡便に除去できるため、市民の憩いの場所である○○海岸を整備、管理する部署での試用が見込まれる。

5 新商品の市場性や販路開拓にあたっての課題等

(1) 新商品の市場性

大量発生するアオサの処理等については、海岸や湖沼を持つ多くの自治体が抱える課題であり、アオサの回収方法と利用方法の両方を満足する本装置は、全国的に利用できる可能性が高い。とくに閉鎖水域を有する地方自治体ではアオサの回収費や埋立費、焼却費などにかかりのコストをかけているため、そのコスト分だけでも非常に大きな市場となる。

(2) 新商品の販路開拓にあたっての課題

- ・ 関東近県以外の自治体に導入してもらう際の販売代理店の発掘。
- ・ 修理や点検ができる代理店の発掘。
- ・ ターゲットとするところに効果的・効率的にPRするにはどうしたら良いか。
- ・ 展示会や広告、パンフレット等をどう有効活用していくか。

(3) 本制度による認定実績の活用方法

ターゲットとするところは主に自治体であるため、まずは横浜市での実績をつくり、その実績をアピールすることにより全国各地の自治体への導入を目指す。

また、横浜市での試用ができた場合、現場からの意見・感想等を参考にさらなる改良を行っていきたい。

※スペースが足りない場合は別紙やパンフレットなどを添付してください

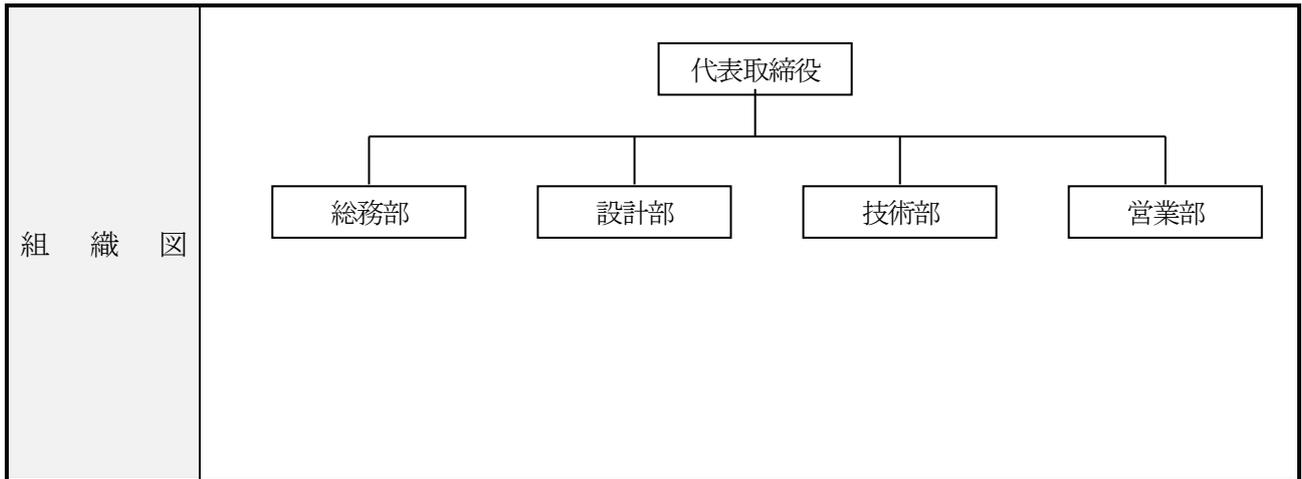
企 業 概 要 書

フリガナ	カブシキガイシャ ●●●●	フリガナ	ヨコハマ ジロウ				
企業名	株式会社 ●●●●	代表者役職氏名	代表取締役 横浜 二郎				
法人番号	1234567890123						
登記上本店所在地	〒 231 - **** 横浜市中区***1-1						
連絡先所在地	〒 236 - **** 横浜市金沢区***1-1						
TEL	045-***-****	FAX	--				
フリガナ	ヨコハマ サブロウ	部署	総務部				
連絡担当者	横浜 三郎	(役職)					
連絡先メールアドレス	s-yokohama@***.co.jp	URL	http://***.co.jp				
業種 ¹	【大分類】製造業 【中分類】はん用機械器具製造業	取引先金融機関	■■■■信用金庫				
事業開始 ※西暦	創業 2000年 4月 1日 法人設立 2000年 4月 1日	創業年数	24年2月				
従業員数	8人 (うち正社員4人)	資本金	100,000千円 (うち大企業からの出資 千円)				
沿革	平成12年 創業 平成14年 小型焼却炉販売 平成17年 船舶用ボイラー販売 平成22年 水草刈り取り船製造販売	主要株主	出資者 (上位5件まで) 持株比率				
			① 横浜二郎 70%				
			② 横浜三郎 30%				
			③ %				
			④ %				
主要事業	小型焼却炉の製造販売 船舶用ボイラー製造販売 工場用ボイラー製造販売 水草刈り取り船製造販売	主要製品 売上構成 (直近決算)	製品名 (上位5件まで) 割合				
			① 小型焼却炉 44%				
			② 船舶用ボイラー 31%				
			③ 工場用ボイラー 10%				
			④ 水草刈り取り機 2%				
⑤ その他 13%							
直近 3年間の 業績	前々年度	売上高	1,180,000千円	営業利益	22,000千円	経常利益	19,800千円
	前々年度	売上高	1,200,000千円	営業利益	24,000千円	経常利益	20,000千円
	前年度	売上高	900,000千円	営業利益	△15,000千円	経常利益	12,000千円

日本標準産業分類を参考に記載してください

1 日本標準産業分類による

第2号様式 (第4条第2項第1号)



人 員 表

提出していただく確定申告書の決算期に対応する3ヵ年分について記載してください

企業名： 株式会社●●●●

	第 22 期			第 23 期			第 24 期		
	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月			令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月			令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月		
	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用従 業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数	常勤 役員数	常用 従業員数	非・常用 従業員数
4月	2	40	2	3	36	5	2	36	3
5月	2	40	3	3	36	1	2	36	4
6月	2	36	4	3	36	4	2	36	2
7月	2	36	2	3	36	4	2	36	2
8月	2	36	2	3	36	3	2	36	3
9月	2	36	3	3	36	8	2	36	5
10月	3	39	5	2	39	4	3	39	2
11月	3	39	2	2	39	4	3	39	10
12月	3	39	10	2	39	2	3	39	9
1月	3	39	9	2	39	2	3	39	3
2月	3	38	3	2	38	3	3	38	3
3月	3	38	4	2	38	4	3	38	4
合計	30	456	49	30	448	44	30	448	50
1人1日平均労働時間	8時間			8時間			8時間		

- (注) 1 各月人員数は、月末の在員数を記入してください。
- 2 合計欄は、各決算期の月末在員数の合計ですからその年度の延人員ということになります。
- 3 非・常用従業員とは、パートタイマー、アルバイト等臨時に雇用している従業員で、労務費(雑給を含む)の支払い対象者をいいます。
外注費で処理している人員は含みません。
- 4 人員表は、決算期に対応して最近3ヵ年分を提出してください。

申請書(第1号様式)と同じ日付を記載してください(和暦)

役員等氏名一覧表

令和6年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	住所
代表者 代表取締役	横浜	二郎	T S H 37. 10. 17	横浜市南区*** 1-1-1
取締役	横浜	三郎	T S H 42. 6. 8	横浜市西区*** 2-1-1
取締役	神奈川	花子	T S H 48. 12. 20	横浜市港北区*** 3-1-1
			T S H . . .	
			T S H . . .	
			T S H . . .	
			T S H . . .	
			T S H . . .	
			T S H . . .	

履歴事項全部証明書に役員として登記されている全ての方(監査役も含む)について記載してください

横浜市新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者認定要綱第13条第1項に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

名称 株式会社 ●●●●
(企業名又は団体名)
代表者職・氏名 代表取締役 横浜 二郎

役職名を入れてください

(* 下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください)

※事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書を提出しない場合、必ず本市を提出してください

非 課 税 確 認 同 意 書

該当の有無 (非課税の場合は○)	税 目
○	事 業 所 税
	固定資産税及び都市計画税

*法人市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、横浜市新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者認定要綱第13条第2項に基づき、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

所在地 横浜市中区****1丁目1
 名称 株式会社 ●●●●
 (企業名又は団体名)
 代表者職・氏名 代表取締役 横浜 二郎

役職名を入れてください

事業所名	所在地
本社	横浜市中区****1丁目1
事業所	横浜市金沢区****1丁目1

*横浜市内に所在するすべての、事業所(事務所、店舗、工場など)について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

令和6年度横浜市新技術開発等支援事業
訪問調査日程調整表
販路開拓支援事業用

企業名又は団体名

6月24日(月)		6月25日(火)		6月26日(水)		6月27日(木)		6月28日(金)	
AM	PM								

7月1日(月)		7月2日(火)		7月3日(水)		7月4日(木)		7月5日(金)	
AM	PM								

7月8日(月)		7月9日(火)		7月10日(水)		7月11日(木)		7月12日(金)	
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM

* 申請受付後、審査に先立ちヒアリング面談を行います。
御都合の悪い日時に × 印を記入してください。